平成２４年（フ）第２７２号
盛岡市永井25地割25番地８
債務者　武藤　　盛
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２７３号
盛岡市永井25地割25番地８
債務者　武藤　昌子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字柳沢294番地11
債務者　大坪さと子（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７３号
福島県郡山市愛宕町12番21号　ハイデンス荒池２階205号
債務者　佐藤　善治
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住18棟107号
債務者　冨田真理子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
松江市東津田町635番地１
債務者　荒谷トヨ子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２５号
千葉県柏市十余二573番地91
債務者　山田　芳光
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４１号
千葉県柏市北柏２丁目５番地７　シーナハイツ106号
債務者　西川　美砂
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４５号
千葉県松戸市金ケ作300番地の22　シティハイム五香202号
債務者　松本百合子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４８号
北九州市八幡西区東鳴水２丁目13番６―101号、住民票上の住所北九州市八幡西区東鳴水２丁目13番９号
債務者　藤川　愛子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７７号
北九州市小倉南区志井５丁目19番２号
債務者　平岩　英子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７０号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目５番地の16
債務者　河井　有治
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７６号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目14番８号　ハイツたかお101号
債務者　前田　芳弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４４４３号
大阪市西成区南津守１丁目１番２―401号
債務者　三木　乙和
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９２号
大阪府箕面市桜５丁目４番５号
債務者　佐藤　愛美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４７号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目24番３号　シティハイツ401
債務者　大西　康弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６１号
大阪市平野区瓜破１丁目９番10号　クローバーハイツ206
債務者　植松　裕貴
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部